

購入条件にご注意を

解約したくても解約できない定期購入

「いつでも解約可能」と書かれているインターネット広告から化粧品等の定期購入を申し込んだ。3回目の商品が届き、解約の連絡をしたところ「申し込み時に購入回数があるコースに申し込んでいたため、最低でも6回は購入しないと解約できない」と言われた。

トラブル防止のポイント

- ☑「購入回数が条件になっていないか」、「支払総額はいくらか」など購入の条件をよく確認する。
- ☑注文する前に解約方法や返品条件、販売業者と連絡が取れるかなどを入念に確認する。
- ☑最終確認画面をスクリーンショットまたは写真で保存しておく。



アカウントの管理にご注意を

子どものゲーム課金で高額請求



小学生の子どもに「一度だけ」と、スマートフォン上のゲームの有料アイテムを、クレジットカード払いで買ってあげた。その後、子どもがアカウントに登録されていたクレジットカードカード情報を利用して、知らないうちに課金をしており、高額な請求が来た。

トラブル防止のポイント

- ☑保護者のアカウントで子どもに利用させない。
- ☑利用できる機能に制限をかける「ペアレンタルコントロール」を利用する。
- ☑クレジットカードの引き落としや課金状況に注意する。

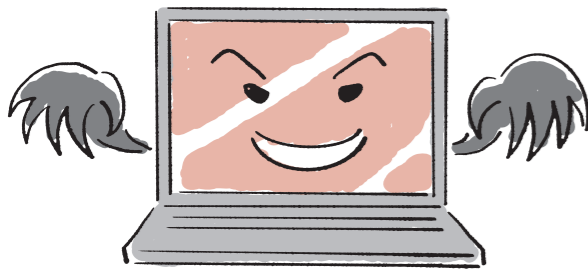
不自然な文章にご注意を

その通販サイト、本物ですか？

ネットで検索した通販サイトにアクセスした。少し日本語の字体がおかしかったが、欲しい商品が大幅に値下げされていたので、クレジットカード決済で注文した。しかし、しばらくしても商品が届かず、検索履歴から注文した通販サイトにアクセスしたが閲覧できなくなっていた。改めて検索し、公式通販サイトを確認すると、偽サイトの注意喚起がされており、偽サイトとして記載されていたURLと自分が注文した通販サイトのURLが一致した。その後、クレジットカードの不正利用も判明した。

トラブル防止のポイント

- ☑サイトのURLの表記がブランドの正式な英語表記と異なっていないか確認する。
- ☑記載されている日本語の字体、文章が不自然でないか注意する。
- ☑支払い方法がクレジットカード決済のみ、銀行口座等への前払いのみ、代引き配達のみなど、限定されている場合は注意する。特に「銀行振り込みのみ」で、振込先が個人名口座になっている場合は、偽サイトの可能性がある。



特集1

インターネットでの消費者トラブルにご注意を

スマートフォンの普及や電子決済方法の多様化などにより、手軽に商品やサービスを購入できるようになった一方で、事業者と消費者との間で起こる契約トラブルは、年々複雑化しています。今回は、市の消費生活センターに寄せられる相談の傾向から、インターネットを介しての消費者トラブルとそれを防ぐポイントをご紹介します。トラブルに巻き込まれないために、自身や家族で契約について改めて考えてみましょう。

☎市役所市民相談課市民相談係 ☎(260)5129 FAX(260)5177

一人で悩まずに

消費生活センターにご相談ください



悪質商法や、事業者との取引・契約に関するトラブルは、「消費生活センター」にご相談ください。同センターでは、専門的な知識を持った消費生活相談員が、聞き取りや契約書などから問題点を整理し、事業者との自主交渉の方法などについて、助言します。自主交渉が難しい場合には、事業者との交渉の手伝い(あっせん)をします。



市消費生活センター
☎(260)5120
月～金曜日
午前9時30分～正午・午後1時～4時
(祝日を除く)